

ニュースレター
17 May 2018

For more information, please contact:

Adeline Wong
Partner
+603 2298 7880
Adeline.Wong@WongPartners.com

Yvonne Beh
Partner
+603 2298 7808
Yvonne.Beh@WongPartners.com

Yi Lyn Tan
Senior Associate
+603 2298 7847
YiLyn.Tan@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせは、下記井上
または八木まで:

Yoko Inoue
+65 6434 2605
Yoko.Inoue@BakerMckenzie.com

Naoko Yagi
+65 6434 2210
Naoko.Yagi@BakerMckenzie.com

2018年6月1日よりGST率の6%から0%への引き下げ

マレーシア財務省(以下「財務省(MOF)」)発表

新政府発足後 100 日以内に GST 制度を廃止するというマレーシアの新政府の公約に合わせ、財務省は、2018 年 5 月 16 日付の声明(以下「財務省(MOF)声明」)において、現在 6%の GST 率を、2018 年 6 月 1 日以降 0%に引き下げるとを発表しました。

財務省(MOF)声明では、特に、現行 6%の標準税率の GST の対象となっている、マレーシア国内で供給される物品及びサービス、並びに輸入対象の物品及びサービスが、2018 年 6 月 1 日以降に GST 0%の対象となることが示されています。

さらに、財務省(MOF)声明では、登録事業者には引き続き、現在有効なすべての規則(タックスインボイスの発行、GST 確定申告書の提出、及び仕入税額控除の申請など)が適用されることが明確にされています。企業は、物品及びサービスの価格が 2011 年価格管理・不当価格防止法を遵守していることを確認する必要があります。

下記で詳細を示すとおり、財務省(MOF)声明に加え、6 つの補足法令が連邦官報で発表されました。

標準税率の対象物品の GST 率が 0%に


2018 年物品及びサービス税(税率)(改正)命令に従い、標準税率の対象となっている物品及びサービスの供給に適用される GST 率が、6%から 0%に引き下げられます。注意が必要なのは、当該供給が、取り扱い上、標準税率の対象となる供給(GST 率は 0%)のまま取り扱いわれ、ゼロ税率対象の供給とはならないことです。

標準税率の対象となる供給に関する GST 率が変更された後、2014 年物品及びサービス税法(以下「GST 法」)の第 66 条に定められている移行措置規定が、税率変更期間中の供給に対して適用されることとなります。移行措置規定には、特定の供給に関する状況ごとに、旧税率(6%)と新税率(0%)がどの時点で適用されるかについて指針が示されています。

ゼロ税率の対象の供給の廃止

2018 年 6 月 1 日前は、ゼロ税率の対象となる供給は、次が該当します。

- (i) 2014 年物品及びサービス税(ゼロ税率供給)命令(以下「ゼロ税率令」)においてゼロ税率供給であることが規定されている物品及びサービスの供給
- (ii) 輸出品の供給



ゼロ税率令は、2018年物品及びサービス税(ゼロ税率供給)(廃止)命令によって2018年6月1日に廃止されます。

このため、2018年6月1日以降、現在ゼロ税率令に定められている物品及びサービスのすべての供給がGSTの対象となり、標準税率が適用される供給として取り扱われます。これらの供給の技術的な性格付けに変更があるものの、標準税率の対象となるすべての供給に今後も0%が適用され、仕入税額控除が標準税率の対象となる供給について引き続き利用可能であるならば、正味のGST額に影響はないと考えられます。

また、GST法の第66条は、ゼロ税率供給が標準税率の対象となる供給に変更された場合に適用される移行措置規定を定めています。

財務省(MOF)声明で確認されたとおり、2014年物品及びサービス税(免税供給)命令が現時点で適用されている免税対象の供給には影響がないことにご留意ください。

特定の供給の処理の簡略化

2018年6月1日からGST率の標準税率が0%に引き下げられるのに伴い、これから発生する、供給のGST処理を簡略化するため、次の供給に関する補足法令が可決されました。

- (i) 指定領域間又は指定領域内で行われる特定の供給(2018年物品及びサービス税(指定領域に関する供給に対する課税)(廃止)命令)
- (ii) 自由区域間又は自由区域内で行われる特定の供給(2018年物品及びサービス税(自由区域に関する供給に対する課税)(廃止)命令)
- (iii) 連邦政府及び州政府が行う特定の供給(2018年物品及びサービス税(政府への適用)(廃止)命令)
- (iv) 現在GSTが免除されている供給(2018年物品及びサービス税(免除)(廃止)命令)

企業が注意すべきこと

上記の変更が約2週間後に施行されることを見据え、企業は、2018年6月1日以降の自らに関係する変更を遵守するために、準備的な措置を迅速に進めていく必要があります。特に、企業は、次の事項について検討する必要があります。

- **小売価格表示の更新**— 広告、見積り及び価格の表示が現在6%のGSTを含む価格で表示されている場合、2018年6月1日以降の価格表示に6%のGSTが含まれないようにするための変更が必要です。
- **不当利益防止の問題**— 財務省(MOF)声明では、2011年価格管理・不当価格防止法が特に言及されています。物品及びサービスの価格が確実にGST率の引き下げを反映するように、マレーシア税関及び国内取引・協同組合・消



費者省が、企業及び小売店に対し綿密なモニタリングを行うことが予想されます。

- **継続する遵守要件**— GST 標準税率の 0% への引き下げにかかわらず、GST 法及び補足法令に基づくすべての遵守義務及び届出義務は、引き続き存続します。そのため、GST 法及び補足法令に基づく義務及び要件のすべてに従わなければなりません。これには、特に、タックスインボイスの発行、GST 確定申告書の提出、GST 債務の支払い、及び記録保持などがあります。
- **移行措置規定**— 企業は、税率の変更及びゼロ税率令の廃止が行われる期間中の供給に関し、GST 法の第 66 条に定める移行措置規定がどう適用されるかについて十分検討する必要があります。
- **GST 込み価格で行われた契約**— 現在有効な契約が GST 込みの対価額に基づいて締結されている場合、企業は、GST の変更がこのような契約に基づき支払われる対価に影響するかどうかを慎重に検討することが必要であるといえます。

また、一般的に、GST 制度は、上記の法令上の変更によって廃止されるのではなく、GST 制度の枠組みが今後の変更があるまで維持されると考えられます。

財務省(MOF)は、2018年5月17日に追加的な声明を発表し、売上及びサービス税(以下「SST」)につき、実施に向けたスケジュール案は示されなかったものの、これを再導入することを明確にしました。声明においては、GST 率の引き下げ後の GST 歳入徴収に不足が出た場合、近日中に発表される収入及び支出に関する特定措置で補われることが示されました。

再導入される SST 制度が、GST 導入前に施行されていた以前の SST 制度と範囲、形式及び税率において同じものであるかどうかは未だ明らかにされていません。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

弊社のクライアントアラート「マレーシアにおける GST 廃止案及び税制改革案」(2018年5月15日付)は [こちら](#) をクリックしてください。

本ニュースレターの英文原文は [こちら](#) から。